豊前市鳥獣被害防止対策協議会 公告第 1 号

令和５年度鳥獣被害防止総合支援事業　鳥獣被害対策防護柵(金網柵)資材納入業務（迫中部外１地区）に関し、次のとおり条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び豊前市財務規則（昭和４１年３月３０日規則第４号）第９６条の規定を準用し、次のように公告する。

令和５年１０月２日

豊前市鳥獣被害防止対策協議会

会　長　　鳥井　敏行

１　入札に付する事項

（１）業務名

令和５年度鳥獣被害防止総合支援事業

鳥獣被害対策防護柵(金網柵)資材納入業務（迫中部外１地区）

（２）業務の概要

鳥獣被害対策防護柵（金網柵）を設置するために必要な資材調達及び

納品

（３）納入場所

豊前市内（協議会が指定する場所毎に指定する数量を納入）

（４）納入期限

令和５年１２月２２日（金）

２　参加資格

（１）本事業の入札に参加できるものは、公告日現在において、次に揚げる条件を

すべて満たしているものとする。

　　ア　当該物品を期限内に適切に納入できるもの

　イ　次のいずれかに該当する者であること

　　 １）福岡県内に本店を有する者であること

　　 ２）県外に本店を有し、福岡県内に事業所または営業所を有する者

（２）次のいずれかに該当する者は、入札に参加することが出来ない。

ア　成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

イ　地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者で、その事実があった後３年を経過していない者

ウ　税等を滞納している者

エ　暴力団が経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である者

オ　この公告の日から入札の日までの間に、地方公共団体等により指名停止措置を受けている者

カ　経営状態が著しく不健全である者

３　入札参加申請

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加の申し込みを行ってください。

（１）受付期間

令和 ５ 年１０月２日（月）から令和 ５ 年１０月１０日（火）まで及び日曜日、祝祭日を除く。）

（２）受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

（３）受付場所

福岡県豊前市大字吉木９５５

豊前市鳥獣被害防止対策協議会事務局（豊前市役所農林水産課内）

電話０９７９－８２－１１１１

（４）提出方法

次項に掲げる書類を持参してください。（郵送は不可）

（５）提出書類

ア　入札参加申請書

イ　営業概要書

ウ　業務経歴書

エ　所在市町村における税完納証明書

オ　身分証明書（市町村が発行する証明書、法人の場合は、商業登記簿謄本（法

務局が発行するもの））

カ　賃借対照表及び損益計算書

キ　誓約書

ク　その他提出を必要とするもの

（６）注意事項

提出された書類については返却しないものとします。

４　入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を、令和 ５年１０月１３日（金）までに書面により通知します。万が一、通知が届かない場合は令和 ５年１０月１６日（月）までにご連絡ください。入札参加資格がないと認めた者については、その理由を付して通知します。

５　契約条項等を記載した入札説明書、仕様書等の交付場所及び期間

（１）場所　　豊前市鳥獣被害防止対策協議会事務局

（豊前市役所農林水産課内）

（２）期間　　令和 ５ 年１０月２日（月）から令和 ５ 年１０月１０日（火）まで土曜日及び日曜日、祝祭日を除く。）

６　入札及び開札の日時

（１）入札　　令和５年１０月１９日（木）午後２時

（２）開札　　入札後ただちに行う。

７　入札及び開札の場所

福岡県豊前市大字吉木９５５

豊前市役所　３階　入札室

８　入札要領

（１）代理人をもって入札する場合は、委任状を提出してください。

（２）入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

（３）事由のいかんにかかわらず、提出済みの入札書の書き換え、引換え又は撤回することはできません。

（４）出欠の確認の時に入札場所にいない方は、入札に参加することはできません。

（５）入札保証金、契約保証金は、免除といたします。

（６）入札書には、消費税抜きの金額で記載をお願いします。

９　入札の無効

次のいずれかに該当する方が行った入札は、無効とします。

（１）入札に参加する資格のない者

（２）入札に関し不正行為を行った者

（３）入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者

（４）１人で２以上の入札をした者

（５）代理人で委任状を提出しない者

（６）その他入札に関する条例に違反した者

１０　入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期するこ

とがあります。これらの場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損

失を受けても、本協議会は補償の責を負いません。

（１）入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

（２）地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。

（３）事業の廃止、変更その他必要があると認められるとき。

１１　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。（最低制限価格は設定しない。）

（２）落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、くじをもって落札者を決定します。

１２　契約の締結

（１）落札者は、落札決定通知書を受けた日から５日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に、売買契約を締結してください。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとします。

（２）契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

（３）契約書に添付する収入印紙については、落札者の負担とします。

１３　問い合わせ先

〒８２８－８５０１

豊前市大字吉木９５５　豊前市役所農林水産課内（取扱：農業振興係）

豊前市鳥獣被害防止対策協議会（電話０９７９－８２－１１１１）